

那覇市公報

第1815号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市字大嶺自治会館条例の施行期日を定める規則（平和交流・男女参画課）・
..... 717

◇告 示◇

- 電線共同溝整備道路の指定について（道路管理課） 719
- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課） 723
- 地籍調査の実施について（技術総務課） 724

◇公 告◇

- 令和3年度（2021年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況
報告書の公表について（法制契約課） 725
- 個人情報業務届出書の公表について（法制契約課） 729
- 保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課） 732

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 734
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 735
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について 736

◇選挙管理委員会告示◇

- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について………… 738
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 739

◇正 誤◇

- 那覇市公報第1809号の正誤（消防局警防課）…………… 740

規 則

那覇市規則第33号

令和4年6月9日

公 布 済

那覇市字大嶺自治会館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市字大嶺自治会館条例の施行期日を定める規則

那覇市字大嶺自治会館条例(令和3年那覇市条例第56号)の施行期日は、令和4年7月3日とする。

告 示

那覇市告示第 149 号

令和 4 年 6 月 16 日

掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

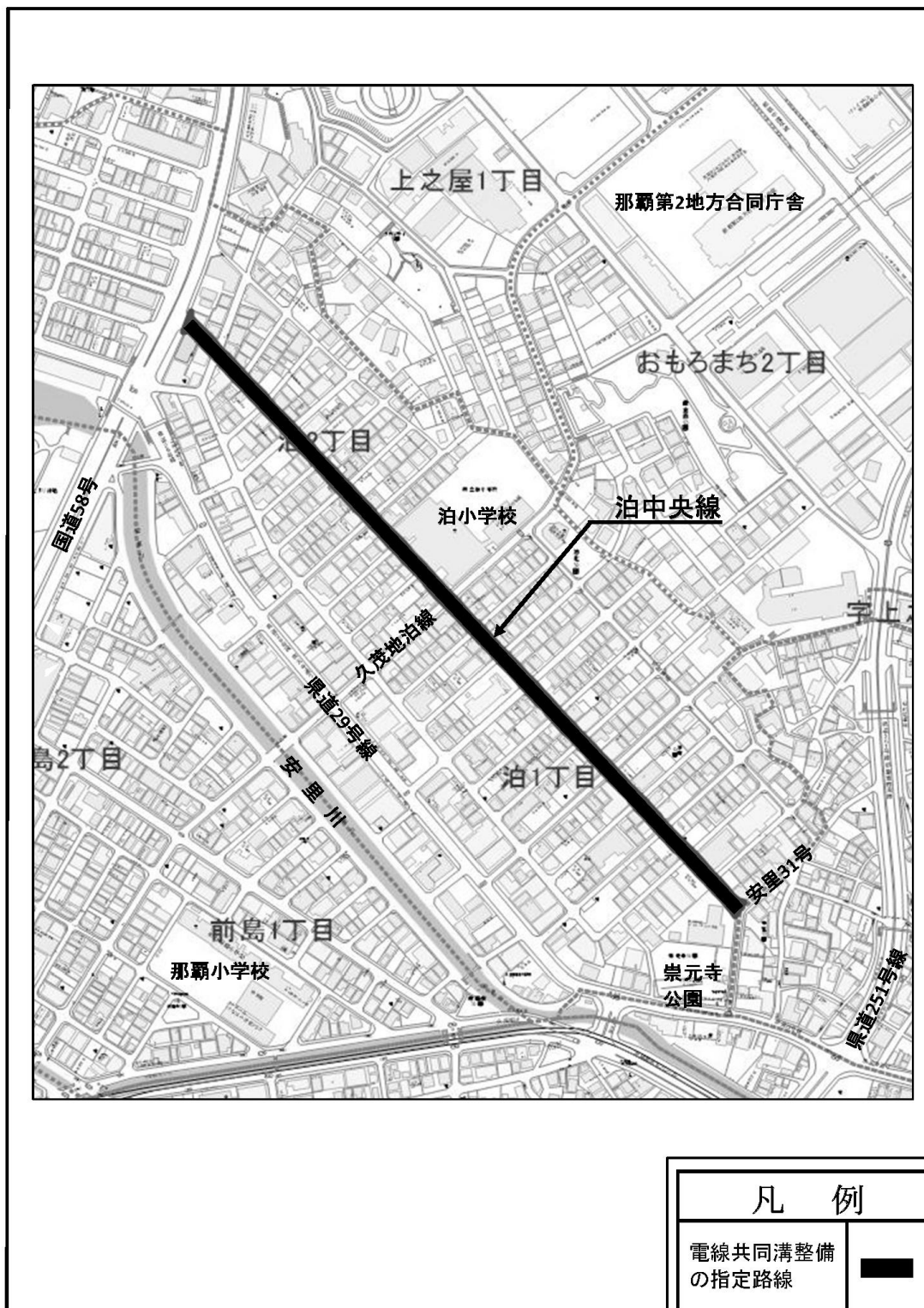
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり電線共同溝を整備すべき路線として指定したので、同法同条第 4 項の規程に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間	
泊中央線	起点	那覇市泊 2 丁目 16 番 1
	終点	那覇市泊 1 丁目 29 番 7
松川三原東線	起点	那覇市松川 3 丁目 238 番 4
	終点	那覇市繁多川 1 丁目 373 番 1
城東小学校北側線	起点	那覇市首里石嶺町 2 丁目 83 番 1
	終点	那覇市首里石嶺町 2 丁目 84 番 3

電線共同溝整備道路の指定路線位置図(参考図①)



電線共同溝整備道路の指定路線位置図(参考図②)



電線共同溝整備道路の指定路線位置図(参考図③)



那覇市告示第 151 号
令和 4 年 6 月 21 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称 寒川町自治会

2 変更があった事項及び内容

主たる事務所の所在地

（変更前）那覇市首里寒川町1丁目69番地

（変更後）那覇市首里寒川町1丁目87番地1

那覇市告示第 153 号
令和 4 年 6 月 21 日
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 1 事業計画が告示された年月日 | 令和4年6月21日 |
| 2 調査を実施する者の名称 | 那覇市 |
| 3 調 査 地 域 | 那覇市
(西3丁目及び港町4丁目) |
| 4 調 査 期 間 | 令和4年6月21日から
令和5年3月31日まで |

公 告

那覇市公告第 133 号

令和 4 年 6 月 14 日

掲 示 済

令和 3 年度（2021年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護
制度運用状況報告書の公表について

那覇市情報公開条例第32条及び那覇市個人情報保護条例第33条の規定に基づき、
令和 3 年度（2021年度）那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度運用状況報
告書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

（別紙略）※別紙は市政情報センターにて閲覧可能

那覇市情報公開および那覇市個人情報保護制度

運用状況報告書

令和3年度（2021年度）

那 覇 市 総 務 部 法 制 契 約 課

市 政 情 報 セ ン タ ー

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 情報公開制度の運用状況・・・・・・・・・・	2
（表1）情報公開請求の処理状況内訳	
（表2）非公開、部分公開の理由内訳	
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・	3
（1）情報公開請求の内容	
①市政情報センター受付分・・・・・・・・・・	4
②保健所受付分・・・・・・・・・・・・・・・・	42
③上下水道局受付分・・・・・・・・・・	44
④市立病院受付分・・・・・・・・・・	49
（2）那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、 那覇市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況・・・・・・・・	50
（3）那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿	
（4）那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿・・・・・・・・	51

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的・・・・・・・・・・	52
2 個人情報保護制度の運用状況・・・・・・・・	53
（表1）個人情報開示等請求の処理状況内訳	
（表2）開示請求に対する一部承諾、拒否の理由内訳	
（表3）実施機関別処理状況・・・・・・・・・・	54
（1）個人情報開示等請求の内容	
①市政情報センター受付分・・・・・・・・・・	55
②保健所受付分・・・・・・・・・・・・・・・・	64
③上下水道局受付分・・・・・・・・・・	65
④市立病院受付分・・・・・・・・・・	66
（2）目的外利用・提供の状況	
①市政情報センター分・・・・・・・・・・	68
※No.395 企画財務部市民税課保有個人情報の提供先一覧・・	90
②保健所分・・・・・・・・・・・・・・・・	99
③上下水道局分・・・・・・・・・・	104
④市立病院分・・・・・・・・・・	107

（3）通信回線による結合処理状況報告

- ①農業委員会サポートシステム・・・・・・・・・・109
- ②コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務・・・110
- ③住民基本台帳ネットワークシステム・・・・・・・・・・113
- ④避難行動要支援者対策事業・・・・・・・・・・115

Ⅲ 審議会の答申

- 1 那覇市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく諮問について
（GIGAスクール構想実施のため本人以外のものから個人情報を収集すること
について）・・・・・・・・・・116

Ⅳ 審査会の答申

- 1 「請求人が原告となった換地処分取消訴訟に係る那覇市と弁護士の調整協
議等記録の全部」他2件に係る個人情報非開示処分に対する審査請求につい
て・・・・・・・・・・143
- 2 子（本人）の法定代理人として「子供の入園先が特定できる書類」に係る
個人情報非開示処分に対する審査請求について・・・・・・・・・・150

Ⅴ 会議公開制度

- 1 会議公開制度の目的・・・・・・・・・・154
- （1）会議の開催状況・・・・・・・・・・155

那覇市公告第 150 号
令和 4 年 6 月 21 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年6月7日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951			
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長			
業 務 の 名 称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（那覇市新型コロナウイルス感染症対応）			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯見舞う観点から、那覇市独自の特別給付金を早期に支給する。			
個人情報の対象者	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外の子育て世帯分）受給者			
業務の開始年月日	令和4年6月28日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その 他 (扶養・控除)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(令和5年2月末まで申請受付のため)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 （那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当）			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年6月7日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951			
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長			
業 務 の 名 称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。			
個人情報の対象者	①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金等受給者であり、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方で、令和4年度の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準であった方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方			
業務の開始年月日	令和4年6月28日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☒ 国 籍 ☒ 本 籍 ☒ 続 柄 ☒ 親族関係 ☒ 婚姻離婚 ☐ その他()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他()	☒ 収 入 ☐ 資産状況 ☒ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☒ その他(扶養・控除)	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他()	☐ ☐ ☐ ☐	
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会)		
個人情報の収集時期	☐ 定期() ☒ 随時(令和5年2月末まで申請受付のため)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 153 号
令和 4 年 6 月 21 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年5月27日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	健康増進課 新型コロナウィルスワクチン接種推進室
業 務 の 名 称	新型コロナワクチン接種推進事業(4回目接種分)		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和4年5月13日(金) ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	令和5年3月末までに60歳以上に到達する方(1963年4月1日以前に生まれた方)のうち、身体障害者手帳(視覚障害)1級及び2級保持者のリスト。＜住民コード、氏名、カナ、生年月日、性別、住所、方書、視覚等級＞		
目的外利用又は提供をする根拠条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当(類型事項1) ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は提供をする理 由	予防接種法附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウィルス感染症に係る予防接種について、R4.5月より4回目(追加)接種が開始する。3回目接種後5か月以降に4回目接種が可能となっており、接種対象者に随時接種を発送する予定である。その際に、視覚に障がいのある方々へ、接種券や封筒等へ点字シールを貼付のうえ送付するため、上記情報が必要となる。		
届 出 担 当 部 課	健康増進課 新型コロナウィルスワクチン接種推進室 電話(内線) 6496		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 4 号

令 和 4 年 6 月 1 0 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 547 号
指定工事店名	まちサポート設備
営業所所在地	沖縄県那覇市古波蔵1丁目7番31号
代表者氏名	舩木 麻希子
有効期間	自 令和4年5月19日
	至 令和9年3月31日

那覇市上下水道局告示第 5 号

令 和 4 年 6 月 1 0 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 549 号
指定工事店名	南洋設備工業株式会社
営業所所在地	沖縄県南城市佐敷字新里656番地
代表者氏名	仲里 章吾
有効期間	自 令和4年6月2日
	至 令和9年3月31日

那覇市上下水道局告示第 6 号

令 和 4 年 6 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
504	まちサポート設備	那覇市古波蔵一丁目 7 番 3 1 号	船木 麻希子	令和 4 年 5 月 12 日
505	希工業	八重瀬町字東風平 1261-5	宮里 信介	令和 4 年 5 月 19 日
506	南洋設備工業株式会社	南城市佐敷字新里 656 番地	仲里 章吾	令和 4 年 6 月 2 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号

令 和 4 年 6 月 2 2 日

掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

令和 4 年 7 月 10 日執行の第 26 回参議院議員通常選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、公示日に投票用紙及び投票用封筒を交付し又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日を令和 4 年 6 月 20 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

那覇市選挙管理委員会告示第 12 号

令和 4 年 6 月 22 日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,182 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,177 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86,353 人

正 誤

○那覇市公報第1809号の正誤

2022（令和4）年4月1日付け那覇市公報第1809号の那覇市消防局訓令第1号及び第3号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂 正 内 容	
	訂 正 前	訂 正 後
76	※署隊指揮隊については、署長及び署の日勤者をもって編成す	※署隊指揮隊については、署長及び署の日勤者をもって編成する

ページ86

訂正箇所 上から5行目

[訂正前]

第12条 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代理する。

第13条 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代行する。

[訂正後]

第12条 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代理する。

第13条 救助隊長に事故がある場合は、救助副隊長がその任務を代行する。